飯島町猫の繁殖制限手術費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、飼い主のいない猫及び適正な飼養を行うことができない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、飼い主のいない猫又は多頭飼育猫の避妊手術又は去勢手術（以下「繁殖制限手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯島町補助金等交付規則（昭和 36 年６月 21 日規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　避妊手術　雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。

(2)　去勢手術　雄猫の精巣の摘出手術をいう。

(3)　飼い主のいない猫　町内に生息する飼い主がいない猫又は飼い主が不明な猫をいう。

(4)　多頭飼育猫　不適正な飼育により、町内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　町内に居住する個人又は町内で活動する団体であって、飼い主のいない猫に繁殖制限手術を受けさせる者

(2)　不適正な飼育により複数の猫が自己の管理下にあり、町長が多頭飼育を行っていると認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象としない。また、その者を構成員に含む場合も同様とする。

(1)　町税その他義務的納金の滞納がある者

(2)　営利を目的として猫を飼養している者

(3)　飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成 24 年飯島町条例第 14 号）第２条に規定する暴力団等及び暴力団等と密接な関係を有する者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、手術に要した費用の２分の１とし、避妊手術にあっては１回１万円、去勢手術にあっては１回 5,000 円を限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、飯島町猫の繁殖制限手術費補助金申請書兼請求書（様式第１号）に当該手術費の領収書及びその他町長が必要と認める書類を添付し、当該繁殖制限手術の完了した日の属する年度の３月 31 日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、飯島町猫の繁殖制限手術費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第８条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(1)　偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

（遵守事項）

第９条　飼い主のいない猫に係る補助金の申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　繁殖制限手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

(2)　繁殖制限手術後の飼い主のいない猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(3)　繁殖制限手術後の飼い主のいない猫が、当該手術済であることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。